



再 弁 明 書 ( 3 回 目 ) ( 副 本 )

平 30 抛 整 第 226 号

平 成 30 年 8 月 8 日

審 査 庁 ( 総 務 課 長 ) 様

岩 国 市 長 福 田 良 彦



審 査 請 求 人 が 平 成 30 年 7 月 17 日 付 け で 提 出 し た 審 請 情 第 49 号 ( 平 成 30 年 1 月 25 日 付 け 平 29 抛 整 第 423 号 公 文 書 非 開 示 決 定 ) に 係 る 再 反 論 書 ( 2 回 目 ) に つ い て 、 次 の と お り 再 弁 明 ( 3 回 目 ) し ま す 。

1 再 反 論 書 ( 2 回 目 ) 3 前 段 に つ い て

- (1) 審 査 請 求 人 は 、 再 反 論 書 ( 2 回 目 ) 3 に お い て 、 一 つ の 情 報 が 、 条 例 第 7 条 第 6 号 イ に 該 当 し て 、 同 時 に そ の 他 事 務 等 に 係 る 非 開 示 理 由 に も 該 当 す る こ と は あ り 得 な い と 考 え る べ き で あ る 旨 を 主 張 す る 。
- (2) 公 文 書 の 開 示 に つ い て 条 例 に 基 づ き 判 断 す る 場 合 、 そ の 公 文 書 に 含 ま れ る 情 報 に よ っ て 複 数 の 非 開 示 事 由 に 該 当 す る こ と は 当 然 に あ り 得 る も の で あ り 、 審 査 請 求 人 の 解 釈 は 誤 り で あ る 。

2 再 反 論 書 ( 2 回 目 ) 4 に つ い て

- (1) 審 査 請 求 人 は 、 再 反 論 書 ( 2 回 目 ) 4 に お い て 、 条 例 第 7 条 第 6 号 イ の 対 象 と な る の は 、 必 然 的 に 相 手 方 の 知 ら な い 情 報 の 事 前 開 示 で あ り 、 本 件 の よ う に 、 相 手 方 の 知 っ て い る 情 報 や 合 意 事 項 を 非 開 示 と す る 根 拠 に は な ら ず 、 本 号 の 解 釈 を 誤 っ て い る 旨 を 主 張 す る 。
- (2) 条 例 第 7 条 第 6 号 イ に つ い て は 、 「 行 政 機 関 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 法 律 」 ( 以 下 「 情 報 公 開 法 」 と い う 。 ) 第 5 条 第 6 号 ロ が 同 旨 の 定 め を 置 い て お り 、 弁 明 書 5 ( 6 ) で 証 拠 書 類 と し て 提 出 し て い る 現 地 実 施 協 定 書 等 の 非 開 示 決 定 処 分 に 係 る 公 文 書 開 示 決 定 取 消 請 求 事 件 ( 平 成 27 年 ( 行 ウ ) 第 3 号 。 那 覇 地 裁 平 成 29 年 3 月 7 日 判 決 ) で は 、 同 号 の 趣 旨 に つ い て 、 「 国 等 が 争 訟 、 交 渉 等 を 行 う 場 面 で は 、 国 等 は 相 手 方 と 対 等 の 地 位 し か 有 し て い な い こ と に 鑑 み 、 開 示 さ れ る こ と に よ り 国 等 の 財 産 上 の 利 益 や 当 事 者 と し て の 地 位 を 害 す る 情 報 を 不 開 示 事 由 と し て 規 定 す る こ と で 、 国 等 が 相 手 方 と 対 等 の 立 場 で 行 う 争 訟 、 交 渉 に 関 す る 事 務 が 阻 害 さ れ 、 国 等 の 財 産 上 の 利 益 や 当 事 者 と し て の 地 位 が 害 さ れ る こ と を 防 止 す る こ と に あ る も の と 解 さ れ る 。 」 と し て い る 。
- (3) そ し て 、 判 決 に お い て は 、 現 地 実 施 協 定 書 等 に つ い て 、 「 国 が 行 う 事 務 又 は 事 業 に 関 す る 情 報 で あ っ て 、 公 に す る こ と に よ り 、 契 約 、 交 渉 又 は 争 訟 に 係 る 事 務 に 関 し 、 国 の 財 産 上 の 利 益 又 は 当 事 者 と し て の 地 位 を 不 当 に 害 す る お そ れ が あ る も の と 認 め ら れ る 。 」 と 判 断 し て お り 、 相 手 方 の 知 ら な い 情 報 に 限 定 さ れ て い る も の で は な い 。

(4) 以上のことから、情報公開法第5条第6号ロの趣旨及び当該判例を踏まえると、条例第7条第6号イについても、その対象となるのは相手方の知らない情報の事前開示に限られるものではなく、審査請求人の本号の解釈を完全に誤っているとの主張には理由がない。

### 3 再反論書（2回目）5前段について

(1) 審査請求人は、再弁明書（2回目）5前段において、条例第7条第6号イに該当する理由に対して、岩国市は国と米軍との関係について判断する立場になく、判断の根拠も示されていない旨を主張する。

また、国からの公文書の開示に対する意見書において、情報公開法の非開示理由に該当するとしているが、岩国市が保有する本件文書に同法の適用はなく、国の主張には理由がない旨を主張する。

(2) 弁明書4(3)で弁明しているとおりに、本件文書この協定は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならないと定めていることから、本件文書の開示について、協定の当事者である防衛省中国四国防衛局に意見照会を行い、その回答を踏まえ、本市において条例第7条各号に掲げる情報の該当性について判断した結果、弁明書4(3)エ(ウ)のとおり条例第7条第6号イに該当すると判断したものであるため、審査請求人の主張は当てはまらない。

協議や交渉が困難となり、在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、国が土地の所有者として有する財産上の利益や土地の使用に関する米国政府との交渉を行う当事者としての地位が害され、本件土地の所有者として有する固有の利益が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第6号イに該当性を判断しているものである。

エ なお、このことは弁明書4(6)で処分理由の補充とした公文書開示決定取消事件（平成27年（行ウ）第3号。那覇地方裁判所平成29年3月7日判決）及び当該控訴事件（平成29年（行コ）第5号。福岡高等裁判所那覇支部平成30年4月17日判決）においても認定されている。（証拠書類(6)）



#### 6 証拠書類等の表示

- (1) 松本英昭（2017）『新版 逐条地方自治法〔第9次改訂版〕』学陽書房（別紙1）
- (2) 地方自治制度研究会編（1971）『地方財務実務提要』ぎょうせい（別紙2）
- (3) 地方自治制度研究会編（2015）『地方自治関係実例判例集 普及版〔第15次改訂版〕』ぎょうせい（別紙3）
- (4) 宇賀克也（2016）『新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕』有斐閣（別紙4）
- (5) 情報公開の手引（平成25年1月岩国市）条例第7条第6号抜粋（別紙5）
- (6) 公文書開示決定取消請求控訴事件（平成29年（行コ）第5号。福岡高等裁判所那覇支部平成30年4月17日判決）（別紙6）

